

令和5年度 香港における 兵庫県産農林水産物等輸出プロモーション事業のご案内 【参加募集要領】

ひょうごの^{うま}美味し^{FOOD}風土拡大協議会

香港は、我が国の農林水産物の第2位の輸出先であり、世界の他地域と比較しても日本産農林水産物の人気が高い親日的な地域です。経済成長が著しい中で、輸入の制約が少なく、また、将来的に中国本土や東アジアへの商流拡大を狙うための良いゲートウェイとも言えます。

本事業では、皆さま（以下、参加事業者）の商品について、事業の運営委託先（以下、運営業者）と連携し、①一般消費者を対象としたテスト販売、②レストランやバイヤーを対象とした営業代行、③アンケート等による一般消費者や専門家の評価の収集・分析・フィードバックを行い、今後の輸出への取組の参考にさせていただくとともに、兵庫県産農林水産物等の認知度向上や継続的な取引を図ります。

香港への輸出に意欲のある方はぜひご応募ください。

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大等による現地情勢の変化に伴い、事業内容を一部変更・中止する可能性があります。

事業概要及びスケジュール

● **枠囲み**：事業者様 要対応

- 6月27日（火） 現地プロモーション 参加申込み締切
【提出物】1：参加申込書 （様式1）
2：企業・商品情報シート （様式2）
3：PR用商品写真データ

- 7月中旬 現地プロモーション 参加企業ならびに商品決定
※本事業委託先とのオンライン面談等を実施し、商品の特色などの聞き取りを行うほか、現地ニーズを加味しつつ、プロモーション効果の期待できる商品を選定

- 7月下旬～ 香港現地語ラベル作成のための調整等
- 7月下旬～ 事業者様による香港現地語ラベル添付・梱包・発送作業

- 8月中旬～8月下旬 国内集荷施設に参加商品到着
※到着日詳細は追ってご連絡します。

【現地プロモーション予定】

- ① 8月～10月のうち2週間程度 香港そごう（想定）での一般消費者向けテスト販売
- ② 9月～ レストラン・バイヤー等、商品に合った営業先を対象とした営業代行

- 令和6年1月～ 実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック）

【Ⅱ 香港における現地プロモーション】

参加申込締切 6 / 27 (火)

以下の県産農林水産物等プロモーションを香港現地にて実施します。参加希望の事業者は、P. 3からの **2** **参加条件** や、**3** **参加事業者の費用負担** など、本要領に十分お目通しいただき、別添の参加申込書にて、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県流通戦略課）までお申込み下さい。

1 現地プロモーション内容

(1) 一般消費者を対象としたテスト販売

現地の百貨店において、県産品販売コーナーを2週間程度設置し、一般消費者へのテスト販売を実施します。

販売では、参加商品に現地の適正価格を設定したうえで、販売促進員による商品説明や試食・試飲、SNSを活用した情報発信を併せて実施するほか、アンケートを実施し、現地消費者の反応を分析した上で、参加事業者へフィードバックします。

① 期 間 令和5年8月下旬～10月のうち2週間

② 場 所 香港そごうコースウェイバイ店（想定）

※期間と場所は、参加商品を勘案し、9月までに決定します。

③ 事業者数／品目数 10事業者／10～20品目程度を想定〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

④ そ の 他 試食・試飲販売や一般消費者へのアンケートを実施

(2) バイヤー等を対象とした営業代行

参加商品について、現地のバイヤー等に対して営業代行を行い、取引成立を目指します。営業先からの問い合わせ等は、運営業者が間に入り、参加事業者につなぐほか、シェフやバイヤーからの評価や反応を把握し、参加事業者へフィードバックします。

② 期 間 令和5年9月～12月〔予定〕

② 評価聞き取り 1品目あたり5社以上

③ 事業者数／品目数 10事業者／10～20品目を想定〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

2 参加条件

(1) テスト販売・営業代行に使用する商品を無償で提供いただくこと

商品数の目安は 40～50 個程度を想定してください。ただし、商品単価や参加品目数、売り場のレイアウト、営業先の数などを踏まえて、参加事業者と運業者、事務局で相談のうえ、決定させていただくものとお考えください。（金額的な目安では、例年、概ね合計 5 万円～10 万円に相当する数としており、1,000 円/個の商品でしたら 50 個、3,000 円/個の商品は 20 個～30 個程度とするなど、売り場の規模やアンケート収集や営業での効果的な数などを考慮しつつ、過度な提供とならないように検討します）。

なお、主な用途は 2 箇所でのテスト販売（試食・試飲を含む）と営業代行でのサンプル提供であり、現地の売上の返金はないことをご承知ください。

(2) 参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

- ア 兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。
 - イ 日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。
 - ウ 製造日から賞味期限までが原則として 150 日以上（※相談可）であり、9 月からのプロモーション以降も十分な残余期間を有していること。
 - エ 香港の規制等をクリアしているもの。
 - オ 裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
 - カ 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。
- ※ 7 輸入制度について も合わせてご確認ください。

(3) 事業参加者は 以下ア～オの条件をすべて満たすこと。

- ア 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。
- イ ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。
（事業参加申込みと同時に登録いただいても結構です。）
- ウ 商品の輸出に意欲的であること。
- エ 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なく対応いただけること。
- オ 本事業の実施後、事業の成果や改善の検討、参加事業社の輸出取引の状況などに関するアンケートやヒアリングに複数年ご協力いただけること。

3 参加事業者の費用負担

| | | | |
|-------|------|------|--------|
| 参加商品数 | 1 商品 | 2 商品 | 3 商品以上 |
| 費用負担 | 2 万円 | 4 万円 | 6 万円 |

※ 2 商品以上で申込の場合の参加商品数については、応募総数に応じて別途決定します。

※ 自らの輸出ルートを利用し、商品を事務局指定の期日・場所に確実に配送できる場合は、参加料を一律 1 万円とします。

(1) 参加料に含まれるもの

- ア 日本国内の指定場所から香港への参加商品の輸送費
(通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)
- イ プロモーション料
営業代行料、テスト販売、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など

(2) 参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）

- ア テスト販売・営業代行における販売・試食用商品及びサンプル代
- イ 日本国内指定倉庫への上記アの商品輸送費
- ウ 輸出にかかる各種証明書取得費用
- エ 現地対応の栄養成分表示に係る分析費用
(表示必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖
※アルコール飲料等例外あり)
- オ 現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用
(運営委託事業者が作成するラベル用データの印刷及び参加商品への貼付)
- カ その他、上記以外の経費

※ 上記ウの各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。

各事業者で「8 輸入制度について」に記載しているリンク先にて最新の情報をご確認ください。

さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

4 参加事業者及び参加商品選定方法

参加事業者の選定結果については、当協議会から申込者へ連絡します。申込が多数の場合など、参加のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また参加商品については、申込商品を基本としますが、運營業者（現地の商社含む）との事前相談において、変更等のアドバイスや依頼等をさせていただく場合があります。

5 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、テスト販売や営業代行の結果について、フィードバックを実施します。

なお、見積もりやサンプル提供依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施します。〔上記 **2 参加条件** (3)のオ〕

6 参加申込書提出期限

参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。

なお、提出いただいた情報は本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

● 提出期限：令和5年6月27日（火）

| | |
|------|---|
| 提出方法 | メール |
| 提出内容 | ①参加申込書（様式1） ②企業・商品情報シート（様式2） ※今回現地に輸送する商品を記載 ③PR用商品写真データ （商品写真（外観）、商品写真（中身）、企業名ロゴ、調理例・料理アレンジの写真、企業・生産者の写真、その他のイメージ写真など） |
| 提出先 | ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内） E-mail kouji_matsuoka01@pref.hyogo.lg.jp ※メールタイトルに「 <u>香港プロモーション申込（貴社・貴団体名）</u> 」と記載してください。 |

※ 恐れ入りますが、メール送付後、事務局から3日以内（土日祝除く）に返信がない場合、電話にてご連絡願います。（TEL:078-362-9213）

※ 商品選定によりプロモーションに参加いただけない場合でも、提出書類の返却は行いませんのでご了承ください。

7 輸入制度について

現地における輸入規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願いいたします。

| (1) 内容 | URL |
|-----------------------------|---|
| 香港へ輸出(制度・手続きを知る) | https://www.jetro.go.jp/worldtop/asia/hk/export/e-proc/ |
| 貿易・投資相談 Q&A：香港へ輸出 | https://www.jetro.go.jp/qatop/asia/hk/export/e-proc/qa/ |
| 農林水産物・品目別輸出ガイド | https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide.html |
| 香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について | https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html |

※上記リンク先は農林水産省、JETROのHPとなります。

8 免責事項

- (1) 本事業終了後、参加商品は試食用・サンプル用商品を含め返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。
- (3) 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会は責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商

品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。

- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
- (7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

9 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）

担当：村上、松岡

TEL： 078-362-9213

FAX： 078-362-4276

E-mail： kouji_matsuoka01@pref.hyogo.lg.jp